

年齢軽減の基準日の変更について

1. 年齢軽減の基準日の変更

(現行) 1月1日

(変更) 4月1日

2. 基準日による違い(対象年齢を18歳とした場合)

誕生日における年齢(平成21年度の場合)

年度	誕生月	1月1日基準日	4月1日基準日
20年度	1月から3月		18歳
平成21年度の賦課年度	4月から12月	19歳	19歳
	1月から3月	20歳	

4月1日が、平成21年度保険料の賦課期日

基準日が現行の1月1日の場合は、賦課年度中に20歳に達する対象者が生じる。

基準日を4月1日に変更した場合は、賦課年度中の上限の年齢を統一できる。また、賦課年度と対象年齢の切り替わりが合致する。